

令和7（8）年度南相馬市事業者支援・市民生活応援事業参加店募集要領

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会

1. 目的

この要領は、南相馬市事業者支援・市民生活応援事業の参加店を募集するにあたり、参加店の募集方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業の概要

基準日時点で南相馬市に住民登録している市民に対し、市内商業施設（参加店舗）で利用可能な商品券（5千円／人）を配布する。

併せて、住民登録している市民のうち、住民税非課税世帯員、住民税均等割のみ課税世帯員、児童手当支給対象児童のいずれかの該当者に対して、同様の商品券（5千円／人）を追加で配布する。

○商品券発行者

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会

○商品券発行総額

357,040,000円

※金額は基準日時点での対象者数に応じて変動する可能性がある。

○商品券の利用期間（予定）

令和8年3月15日（日）～令和8年6月15日（月）

利用期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できない。

○商品券の種類及び構成（予定）

配布される商品券5,000円分（1人あたり）の内訳は下表のとおり。

券の種類	1枚の金額	枚数
全ての参加店で使用できる共通券	1,000円	2枚 (2,000円)
売場面積500m ² 未満の小売店等のみで使用できる専用券	500円	6枚 (3,000円)

○次に示す内容について商品券の利用はできない。

- ①国や地方公共団体への支払い並びに公共料金（電気・ガス・水道等）の支払い
- ②有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ⑤土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に係る支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ

- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
　　第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨その他、実行委員会が特に指定するもの

○商品券の取扱いに関する留意事項

- ①商品券は利用しようとする額面未満の特定取引に利用することはできない（釣り銭の出る取引はできない）。また払戻しはできない。
- ②商品券の盗難、紛失、汚損による再発行はしない。また、偽造等に対して発行者（実行委員会）はその責を負わない。

3. 参加店の参加資格

○資格要件

- ①南相馬市内に店舗や事業所等を有する事業者
 - ・市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要
 - ・大型店内のテナントは個別に申込みを受け付けし、各店舗の売り場面積に応じ500m²を超える店舗を大型店、500m²以下の店舗を中小店に区分
- ②本参加店募集要領及び実施要綱を遵守する事業者

○対象外事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
　　第2条に規定する営業を行う事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

4. 参加店の募集及び登録

○申込期間（予定）

第1次 令和8年1月26日（月）～2月10日（火）

※この期間に申込みし、承認された参加店は、全市民に配布する商品券に同封する商品券利用ガイド・商品券利用可能店舗一覧チラシ及び市ホームページに店名を掲載する。

第2次 第1次終了後、令和8年6月1日（月）まで募集継続（随时登録）

※この期間に申込みし、承認された参加店はホームページにのみ店名を掲載する。

○申込方法

本募集要領の規定に基づき、申込みを行う。

- ①令和6（7）年度消費喚起応援事業参加店

実行委員会から「参加店登録申込書（既存取扱店用）」を送付し、継続して参加を希望する場合は、変更項目の有無等の必要事項を記入のうえ、実行委員会宛に郵送。

②上記以外の事業者

市ホームページ等からダウンロード、または小高・鹿島商工会、原町商工会議所、市商工労政課、小高区・鹿島区地域振興課に備付の「参加店登録申込書」に必要事項を記入のうえ、実行委員会宛に郵送。

○登録料

登録に際しての費用負担はなしとする。

○申込後の審査・承認

申込みのあった事業者は、実行委員会の審査を経て、参加店として承認する。承認されなかった場合のみ、その旨の連絡を行う。

○その他

- ①市内に複数の店舗を所有する場合、店舗ごとに申込書の提出が必要。
- ②大型店内のテナントは個別に申込みを受け付けし、各店舗の売り場面積に応じ
500 m²を超える店舗を大型店、500 m²以下の店舗を中小店に区分
- ③承認された事業者には、事業に必要なツール（ポスター、のぼり）、及び商品券取り扱いに必要なツール（参加店向け利用手順書、換金請求書等）を郵送にて令和8年3月上旬～中旬（予定）に配布する。

5. 商品券の換金

○申込期間（予定）

令和8年3月31日（火）～令和8年6月30日（火）必着
申込期間を過ぎたものは無効となり換金できない。

○換金方法

参加店は、回収した商品券の裏面に店名を記入またはゴム印等で押印し、「換金用回収キット」を用い、換金取扱委託事業者宛に送付する。月2回（3月は1回）の申込期日に合わせ、可能な限りまとめて送付する。

○換金手数料

振込手数料は、実行委員会事業予算で負担する。

○申込期日及び振込期日

換金については、月2回実施を基本とする。毎月15日・末日を換金申込締切日（必着）とし、締切後10営業日を目安に各参加店へ振込とする。

なお、換金申込締切日が土・日・祝日にあたる場合は、前営業日を換金申込締切日とする。

6. 参加店の遵守事項

- ①参加店の証明となる店頭表示物（ポスター、のぼり）を掲示すること。
- ②商品券は偽造防止を行っているが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡すること。
- ③商品券を受け取った際は、裏面の指定欄に店名を記入またはゴム印等で押印すること。

と。

- ④使用済の商品券を換金せずに、他の参加店で使用しないこと。
- ⑤商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと。
- ⑥商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- ⑦商品券の取扱いに関して、実行委員会から改善要請等があった場合、要請に従うこと。
- ⑧その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

7. 参加店登録の取消し及び罰則

「6. 参加店の遵守事項」に反する行為を行った場合は、参加店登録を取消すものとする。また、違反により損害金が発生した場合は、損害賠償請求を行う。

8. 協賛セール等

参加店において、今後の誘客に繋がるように、商品券の利用促進のためのセール・イベント等を行うことは差支えない。

9. 個人情報の取扱い

- ①参加店登録に係る個人情報等については、実行委員会が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のために使用する。
- ②実行委員会は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用してはならない。

10. ホームページ

令和8年1月中旬（予定）から、各区商工会、商工会議所及び南相馬市ホームページにて、事業内容を掲載し広報する。参加店情報も併せて掲載し、順次更新する。

11. 問い合せ先

参加店登録及び事業全般に関する問い合わせは、市商工労政課内で受付を行う。

【電話番号：0244-24-5264】